

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和2年6月30日（火）午前9時00分～午前9時38分
- 2 場 所 Web会議
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)子ども家庭部長  
企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長  
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長  
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「平成31年度各部の方針の取組状況について」の説明をお願いします。

部 長 平成31年度の各部の方針の取組状況について、各部から提出していただいた内容を取りまとめたので、審議をお願いするものです。

取りまとめに当たっては、部の方針に対する取組状況であるという観点から、平成31年度に設定していただいた部の方針に沿った記載内容となるよう、政策室で整理させていただきました。本内容について各部で改めて確認いただき、修正等がありましたら、7月2日（木）までに政策室へ連絡ください。

その後、再度庁議にて審議いただき、決定したいと考えています。決定後に、広報こまえ8月1日号及び市ホームページで公表します。

市 長 特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて審議事項2「狛江市一般廃棄物処理基本計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部 長 6月9日の庁議後、各課からいただいた意見・指摘を踏まえ、修正したものについて審議いただくものです。

修正内容についてですが、レイアウトや表記に関するものについては20箇所を修正しました。文言等の変更については2箇所あり、1点目は、1ページの「1 計画策定の背景と目的」の、下から4行目にある「日本でもレジ袋の有料化などの動きがあります。」を「有料化などの対策が進んでいます。」に改めました。2点目は、19ページのごみ排出量の目標数値を示す表を平成30年度からとしていたものを令和3年度からに改めました。

なお、素案に対して、市民の意見を募集するため、建設環境常任委員会へ報告後に、パブリックコメント及び市民説明会を実施します。

パブリックコメントの対象者は、市内在住・在勤・在学及び市内に事業所

を有する者で、募集期間は、8月3日から9月2日までを予定しています。配布場所及び閲覧方法は、広報こまえ、市ホームページ及び市Twitterで周知します。冊子は環境部清掃課(ビン・缶リサイクルセンター)でのみ配布します。提出方法は、住所・氏名等を明記し、書面による直接提出、郵送、電子メール及び市ホームページ専用フォームで受け付けます。

市民説明会は8月12日(水)午後6時よりビン・缶リサイクルセンターで実施します。日時と場所はパブリックコメントと同様に広報こまえ等で周知します。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「新型コロナウイルス感染症に伴う事業の整理について」を報告してください。

部長 本内容は、6月12日付通達第2号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年度の市政運営について」を踏まえ、今後は新型コロナウイルス感染症の感染予防と社会経済活動のバランスを取りつつ、市民生活及び地域経済の回復に取り組む中においても、令和2年度の施策の推進に向けて取り組んでいく必要があることから、事業の現況について整理したのになります。

内容についてですが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、対応を検討し直す必要もあることから、あくまで6月30日時点の状況をまとめたものであり、実際の対応と異なってくる場合があります。また、事業によっては、個別に調整させていただく場合があります。

今回整理した結果について、3点説明させていただきます。

1点目として、「中止」とした事業について、事業の大小はありますが、70件となっています。特に、重症化リスクが高いとされる高齢者又は子どもを対象とした事業を中心に影響が大きいところです。なお、「中止」とする事業の中で、市として特に重要と考えられる事業や市民生活への影響が大きいと考えられる事業については、これまでどおり、新型コロナウイルス感染症対策本部会議に諮るようお願いします。

2点目として、延期した又は延期する事業についての対応です。事業縮小等の見直しはあるものの、工事を除けば大半は年度内に完了するよう、市長の通達を受けて各部でスケジュール等を再設定して対応しています。

3点目として、「要調整」事項についてです。「要調整」となっている事業の多くは、他自治体や協力団体等と連携して実施している事業であることから、市単独で実施の可否を判断できないものになります。これらについては、所管部署で早急に調整を進めていただきますようお願いいたします。

また、市として特に重要と考えられる事業も含まれていることから、適宜、

市長・副市長の判断を仰ぎながら、慎重に検討を進めていく必要があります。

次に、今後の市民参加手続の見直しについてです。

まず、審議会や委員会等を開催する際は、室内が3密空間となることを避けるための対策を徹底していただきますようお願いします。窓を開けての換気だけでなく、通常より広めの会議室において間隔を空けて実施する等の対策を行ってください。また現在、庁議及び新型コロナウイルス感染症対策本部会議で使用しているタブレット端末について、外部の方とのWeb会議等でも職員が使用できるよう、運用方法を調整しています。

次に、市民説明会やワークショップ等の開催についてです。

ある程度の参加が見込まれ、3密空間が生まれる危険があるものについては、事前予約制にすることや、分散のため開催回数を増やすといった対応を検討していただきますようお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 令和元年東日本台風対策事業について、一部年度内に実施とありますが、台風の到来時期までに完了するようにしてください。

部長 了解しました。

参与 市民参加手続についてですが、説明会等についてはWeb上で説明する形を取れないか検討していただきたいと思います。

部長 YouTubeに市の公式チャンネルがありますので、それを用いて説明会等を実施することは可能ではないかと思えます。

市長 続いて報告事項2「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の逐条解説及び周知用パンフレットについて」を報告してください。

部長 7月1日から施行される「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」について、逐条解説及び周知用パンフレットを作成したので概要を報告します。

本条例は、市において初めて制定する人権の尊重に関する基本条例であり、市民一人ひとりが個人として尊重されることを目的とし、子どもから大人まで全ての市民に関わる多様な人権課題を網羅するものです。

逐条解説については、条例制定の目的や経緯、条文に書ききれなかった内容等について、解説として盛り込んでいます。

第3条（人権を侵害する行為の禁止）の解説では、人権を侵害する行為や人権を侵害する行為が起こる理由について、条文に例示されているものについてそれぞれの定義等について説明しています。

第5条（市の責務等）の解説では、市には市民一人ひとりを個人として尊重するという意識をもって職務に当たり、市政の全てにおいて本条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進するという責務があると示しています。

また、第9条（相談及び救済）の解説では、様々な立場の市民からの相談を受け止め、寄り添いながら支援し、関係機関等と連携することにより、適切な救済につなげるための必要な措置を行っていくという市の姿勢や、市及び関係機関において実施している各種相談窓口を記載しています。

また、本条例を広く周知するため、啓発用パンフレットを作成しました。どなたにも手に取っていただきやすいデザインとしたほか、条例の概要についても平易な言葉で説明したものになっています。裏表紙には相談窓口として市が行っている人権身の上相談及び法務省の相談窓口を掲載しています。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、人権身の上相談は当面の間休止しています。

本パンフレットは、令和2年度の市内中学生全員に配布するほか、市内公共施設等に配布し、条例の周知を図っていきます。

職員においても、本条例の内容について理解いただき、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現に向けて協力いただきますようお願いいたします。

市長 「誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまち」の実現に向け、まずは市職員が手本となるよう、条例の趣旨を理解し、推進してください。

続いて報告事項3「『災害時におけるカーシェアリング用電気自動車からの電力供給等に関する協定書』の締結について」を報告してください。

部長 市役所駐車場借受運営事業者であるタイムズ24株式会社及び場内でカーシェアリング事業を実施しているタイムズモビリティ株式会社と三者で、災害に伴う停電への対策として協定を締結します。

協定の内容は、災害時に市役所駐車場内にカーシェアリング用車両として配備されている電気自動車等を無償で貸与していただくものです。

既に安心安全課においても類似の協定を締結しているので、その時の状況に応じて、避難所や市役所に配備し、電源供給を行う想定です。

締結日は7月1日で、同日にプレスリリースを実施し、広報こまえ7月15日号により市民向けの周知を行う予定です。

市長 続いて報告事項4「平成31年度市税徴収実績（決算）について」を報告してください。

部長 平成31年度市税の徴収実績と東京都内26市の徴収率状況について、報告します。

市税徴収実績については、資料のとおりですが、徴収率等について説明します。

まず、市税の現年課税分と滞納繰越分を合わせた総合の徴収率については99.4%となり、前年比0.2ポイントの減、26市の順位は平成30年度の1位

から順位を1つ下げて2位となったところです。内訳では現年課税分の徴収率は99.6%で、前年比0.2ポイントの減、順位は平成30年度の1位から1つ下げて2位です。滞納繰越分の徴収率は48.0%で、前年比7.9ポイントの増、順位は平成30年度の14位から9つ上げて5位でした。

次に、国民健康保険税ですが、総合の徴収率は94.1%となり、前年比0.3ポイントの減、順位は平成30年度同様2位となったところです。内訳では現年課税分の徴収率は96.8%で、前年比0.9ポイントの減、順位は平成30年度の1位から1つ下げて2位です。滞納繰越分の徴収率は38.4%で、前年比3.0ポイントの増、順位は平成30年度の11位から4つ上げて7位でした。

市税、国民健康保険税共に徴収率及び順位が低下した要因ですが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えています。例年4・5月については、現年課税分に対する積極的な滞納処分を実施していましたが、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、滞納者の生活状況の把握に努め、丁寧な納税相談に注力しました。例年実施していた臨戸訪問を中止し、生命保険契約の解約を見合わせる等、社会情勢を十分に考慮したことにより、差押件数については、平成31年4月から令和2年5月までの実績は382件でしたが、令和2年の同時期については約86%減少した54件に留まり、それにより徴収率が低下したものと考えています。

今後についても、引き続き丁寧な徴収に努めるとともに、徴収率の向上に努めていきたいと考えています。

市長 続いて報告事項5「環境省・気象庁による熱中症予防のための新たな情報発信『熱中症警戒アラート（試行）』について」を報告してください。

部長 これまで、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数（WBGT）等によって国民に注意を呼びかけてきていますが、熱中症による死亡者数や救急搬送者数は引き続き多い状態です。

環境省と気象庁が連携して、有識者による「熱中症予防対策に資する効果的な情報発信に関する検討会」を設け、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、情報提供を開始することになりました。

令和2年度は、7月1日から10月28日までの期間に関東甲信地方の1都8県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県）で、先行的に「熱中症警戒アラート」を試行実施します。

アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される前日午後5時、あるいは当日午前5時に、対象都県に対して発表されます。発表された際には、日頃から実施している熱中症予防対策の普段以上の徹底をお願いします。

平成31年度は、東京都に23回の高温注意情報が発令されましたが、「熱

中症警戒アラート」では 20 回になる予定です。

これまでどおり、健康推進課が庁内掲示板に発表されたことを掲載し、安心安全課で防災行政無線の放送及びこまえ安心安全情報メールの配信、秘書広報室で市ホームページに掲載します。なお、今回から市 Twitter 及び市 Facebook でも配信していきます。

市 長 続いて報告事項 6「狛江市スポーツ推進計画の改定について」を報告してください。

部 長 狛江市スポーツ推進計画は、平成 28 年 3 月に、国のスポーツ基本計画を参酌し、併せて、東京都スポーツ推進計画及び東京都障害者スポーツ振興計画を参考とし、狛江市後期基本計画、第 2 期狛江市教育振興基本計画等、市の計画の内容を踏まえて策定しており、期間は令和 2 年度までとなっていることから、2 年度に改定を進めます。

計画改定の体制についてですが、6 月 16 日に開催された狛江市教育委員会定例会にて承認されたことにより狛江市スポーツ推進審議会条例第 2 条の規定に基づき、教育委員会から狛江市スポーツ推進審議会へ諮問をし、検討を進めていきます。

具体的には、今後、狛江市スポーツ推進審議会にて検討を進めていただき、11 月に素案を作成し、パブリックコメントに諮る予定で、その後、令和 3 年 1 月に最終答申をいただき、2 月頃を目途に確定したいと考えています。

なお、市長部局との調整については、随時、関係各課と行っていますが、最終的には 2 月に開催予定の総合教育会議にて協議したいと考えています。

市 長 その他お知らせはありますか。

部 長 狛江市名誉市民候補の推挙についてです。

狛江市名誉市民条例に基づく狛江市名誉市民について、候補者の推挙をお願いします。

名誉市民は、推薦委員会等は開催せず、庁議で決定された候補者を市長が推挙し、狛江市名誉市民条例に基づき、市議会に同意を得て決定されるものです。候補者が決定したら、第 3 回定例会に同意議案として提出します。また、名誉市民が決定した際には、市制施行 50 周年記念式典にて顕彰を行う予定です。

候補者の条件としては、資料のとおりです。7 月 7 日の庁議までに該当する候補者がいましたら、秘書広報室秘書担当まで連絡ください。

市 長 他に何かありますか。

部 長 統計こまえ平成 31 年度版の原稿作成についてです。

平成 31 年度の庁議で統計こまえの見直しについて報告しておりましたが、この度作業が終了し、各課に原稿作成を依頼させていただきますので、対応

の程お願いします。

見直し内容については、発行時期の変更により直近の情報を掲載できるようになったほか、制度・事業が廃止されているもの、名称・表現が古いもの、長期で実績のないもの等を整理し、決算資料等と類似し代替できるものは変更を行いました。さらに、単純な入力・計算ミスを防止するため、原稿のエクセルシートには可能な限り数式を挿入しました。

対象課には本日事務連絡で原稿作成を依頼しますので、協力をお願いします。また、原稿作成に当たっては、ミスのないよう管理職を含めて入念にチェックいただくよう重ねてお願いします。

市 長 他に何かありますか。

部 長 みずほ銀行派出所窓口の昼休み時間帯の営業についてです。

みずほ銀行派出所窓口について、新型コロナウイルス感染症対策による交代勤務の実施に伴い、4月7日より正午から午後1時まで閉鎖していましたが、交代勤務の終了に合わせ、7月1日（水）から従前どおり昼休み時間帯も営業することとなりましたので報告します。

市 長 他に何かありますか。

部 長 夏季期間における地域センター図書室の午前開室についてです。

平成28年度から試行、30年度から正式実施している学校の長期休業期間における地域センター図書室の午前開室について、令和2年度は資料のとおり実施します。

実施期間は8月1日（土）から9日（日）までと、17日（月）から23日（日）までの合計16日間となり、小学校の夏季休業期間の短縮に伴い例年より期間が短くなっています。

なお、期間中の開室時間は、平成31年度までと同様の午前10時から午後5時までとなります。

周知については、広報こまえ、市ホームページ等に掲載するほか、市内学校等を通じて児童向けのチラシも配布し、夏休み中の子どもたちの利用を促していきます。

市 長 他に何かありますか。

部 長 絵手紙ギャラリーの開催についてです。

市長が所蔵している小池邦夫氏の作品を7月17日から19日までの午前10時から午後4時まで、エコルマホール6階展示多目的室にて開催します。なお、初日である17日は午後1時からの開催となります。新型コロナウイルス感染症予防として、会場が3密空間となることを避けるため、大々的な周知は行わず、関係者のみに周知を行う予定としています。

市 長 小池邦夫氏の絵手紙が一堂に会する貴重な機会ですので、是非見に行っ

ください。

また、庁舎2階ロビーで七夕飾りの展示をしていますが、本件について説明してください。

部 長 例年、絵手紙を短冊にして展示しています。展示する短冊については、地域活性課で受け付けています。

市 長 絵手紙の取組ということでは、狛江第三小学校の6年生の児童が医療関係者等へ励ましの絵手紙を描いてくれたため、6月26日（金）に贈呈式を行いました。贈呈する前に展示するとのことでしたが、期間等について説明してください。

部 長 庁舎2階ロビーでの七夕飾りの展示場所を借り、1週間程度の予定で展示しています。

市 長 他に何かありますか。

部 長 東京都シルバーパス更新等の手続きについてです。

例年、市役所2階エントランスに臨時窓口を設置して対応しているシルバーパスの更新手続きについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、郵送による手続きによって対応するため、市役所2階エントランスへの臨時窓口の設置は行いません。

市 長 他に何かありますか。

部 長 後期高齢者医療保険証の一斉更新と保険証のサイズ変更についてです。

後期高齢者医療保険では、2年に一度、保険証の一斉更新を行っており、令和2年度は一斉更新の年度に当たります。

今回の一斉更新では、保険証のサイズがこれまでのはがきサイズ（青竹色）からカードサイズ（オレンジ色）に変更となります。

対象となる全被保険者に対しては、保険証にカードサイズ用ケースを同封し、7月中旬以降に簡易書留で郵送する予定であり、広報こまえ7月1日号で周知するほか、医療機関及び市役所窓口でのポスター等の掲示、東京都後期高齢者医療広域連合ホームページへの記事掲載、また、7月中旬から8月末までは「広域連合お問合せセンター」の人員を増員し、問合せ等に対応する予定です。

市 長 以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、7月7日午前9時から開催します。